第4章 まとめ

宮崎県循環型社会推進計画では、循環型社会の形成に向けた基本方針として「4Rの推進と地域性を活かした循環型社会の形成」、「環境にやさしい製品の利用促進」が掲げられています。

特に「4Rの推進と地域性を活かした循環型社会の形成」を推進するために、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等を循環資源として最大限に利用し、適正な処理を行った後、最終処分量を最小限にする4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を基調とした取組を推進することの必要性が述べられています。

本指針では、宮崎県内で発生する一般廃棄物、産業廃棄物の現状を整理・解析することで、宮崎県の置かれている状況を明らかにするとともに、課題等も明確化したところです。また、県内の市町村等が廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクルを進めるための県内外の先進的な事例をはじめとした各種取組も示しました。

限りある資源を未来に引き継ぎ、持続可能な社会である循環型社会を構築することは、私たちに広く課せられた責務です。廃棄物の排出抑制・リサイクル(4Rの推進)は、県及び市町村、企業等の事業者のそれぞれが個別に取り組むものではなく、各主体が有機的に広く連携して取り組むべきものあり、4Rの更なる推進を目指すためには地域の社会・経済構造や特性等を勘案した上で、各主体の実情にあった適切な取組を選択していく必要があります。

本指針が、循環型社会に向けての行動の指針として幅広く活用され、日本のひなた「太陽と緑の国みやざき」を実現し、みやざきの豊かな環境を次世代に残していく一助になれば幸いです。